

給水装置工事申込説明書

(昭和村役場 建設課)

給水装置工事申込書

1. 申込み欄 申込者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号、申込年月日を記入して下さい。

2. 工事場所 工事場所の住所を記入して下さい。

3. 工事種別 施工する工事種別に○をして下さい。

※原則1棟につきメーター器1基

(1) 新設・・・メーターを新しく設置する工事。

(加入金が必要となります。別表1参照)

イ 新規・・・・・・新しくメーターの権利を購入し布設する工事。

ロ 口径変更・・・既存のメーターの口径を増径又は減径する工事。

(2) 増設・・・建物を増築したりして給水管を増設する工事。

(加入金は徴収しません。)

(3) 改造・・・既存のメーターの口径を変えずにそのまま利用し、給水管を布設する工事。

(加入金は徴収しません。)

イ 改修・・・・・・同じ番地内に建物を建て替え給水管を布設する工事。

ロ 移転・・・・・・メーターを別の場所に移転して設置する工事。

(4) 修繕・・・給水管を布設替えするなどの修繕の工事。

(5) 撤去・・・メーターを撤去する工事。

4. 指定工事業者 指定給水装置工事事業者の名称を記入して下さい。

5. 工事費欄 左欄・・・工事にかかる費用、契約日、申込者氏名、指定給水装置工事事業者の名称、工事主任技術者氏名を記入して下さい。

中欄・・・加入金の金額を記入して下さい。(別表1参照)

右欄・・・手数料の金額を記入して下さい。(別表1参照)

6. 簡易水道運営 協議会地区委員 新設工事の場合、工事をする地区の簡易水道運営協議会委員（委員名簿参照）に署名していただいて下さい。
※新設以外の工事は不要です。
7. 委任状 受任者（指定給水装置工事事業者）の名称、委任者（申込者）の氏名を記入して下さい。
8. 給水管所有者分岐承諾書 この承諾書は第3者所有の給水管より分岐引用する時の承諾書です。承諾者にこの承諾内容をよく周知の上、署名していただ
- いて下さい。
必要のない場合は空欄にして下さい。
9. 土地・家屋使用承諾書 この承諾書は申込者の給水装置が第3者の土地又は家屋に布設又は設置する時の承諾書です。承諾者にこの承諾内容をよく周知の上、署名していただ
- いて下さい。
必要のない場合は空欄にして下さい。
10. 指定給水装置工事事業者番号 指定給水装置工事事業者の指定番号を記入して下さい。
11. 添付書類 次の書類を必ず添付して下さい。
a 工事場所の位置図
b 使用材料表（使用材料の品名、形状寸法、数量の総て）
c 配管詳細図

誓約書

1. 給水装置工事申込者 申込者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入して下さい。
2. 給水装置の工事場所 工事場所の住所を記入して下さい。

水道メーター保管承諾書

1. 給水装置の使用者 所有者又は管理人の住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入して下さい。
 2. メーター設置場所 メーターを設置する場所の住所を記入して下さい。
- ※ この保管承諾書と引き替えにメーター器、逆止弁、ボックスをお渡しします。

水栓開始届

1. 所在地 給水装置設置場所の住所を記入して下さい。
 2. 開栓年月日 水道の使用を開始する日を記入して下さい。
 3. 所有者 権利者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入して下さい。
 4. 使用者 使用者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入して下さい。
 5. 送付先 水道使用料納付書等の送付先が使用者と異なる場合に、送付先住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入して下さい。
- ※ 水道を使用開始する3～4日前位に提出して下さい。この届出がないと使用開始ができません。

給水装置工事検査申請書

1. 指定給水装置工事事業者 申請年月日と指定工事事業者の住所、名称、工事完成年月日を記入して下さい。
2. 工事申込書の提出年月日 工事申込書を提出した年月日を記入して下さい。
3. 工事申込者の氏名 申込者の氏名を記入して下さい。（印鑑不要）

4. 工 事 場 所 工事場所の住所を記入して下さい。
 5. 工事主任技術者の氏名 主任技術者の氏名を記入して下さい。（印鑑不要）
 6. 工事検査希望日時 工事完了検査の希望日時を記入して下さい。（希望の日時に添えない場合は連絡いたします。）
- ※ 工事が完了したら直ちにこの申請書を提出して下さい。

その他

1. 申請書は工事1件につき1部提出して下さい。
2. メーターの口径φ25mm以上を設置する場合は事前にご相談下さい。
3. 同一宅地内であっても、生計を一にしない家族、同居人が新設工事をする場合は、加入金をいただきます。
4. 設計審査手数料及び工事検査手数料は撤去以外の工事でいただきます。
5. メーターの口径φ40mm以上の場合、ボックスは個人負担で用意していただくことがあります。
6. 村道を掘削して作業を行う場合には、「道路掘削許可申請書」を役場建設課に提出し、許可を得てから作業を行ってください。

水道量減免申請書

1. 宅内漏水の修理を行った時に必要事項を記入、押印の上、提出してください。
2. 申請者及び指定給水装置工事事業者の欄に記入、押印が無い場合は無効となりますので注意してください。
3. 減免分の算出欄は記入しないでください。

別表 1

昭和村簡易水道新規加入金一覧表

メーターの口径	加入金の金額
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	180,000円
25ミリメートル	290,000円
30ミリメートル	420,000円
40ミリメートル	750,000円
50ミリメートル	1,180,000円
75ミリメートル	2,660,000円
100ミリメートル	村長と協議

※加入金には、消費税が課税されますので消費税額を加算した金額を納入していただきます。

各手数料	金額
設計審査手数料	1,000円
工事検査手数料	1,000円
給水装置工事道路占用等書類作成手数料	3,000円

